

2023年6月2日

テレビ混信対策事業情報共有システムのサーバ等機器賃貸借の公募

一般財団法人 電波技術協会

1. 公募の目的

テレビ混信対策事業情報共有システムの老朽化したサーバの更新等を実施し、システムの正常かつ円滑な運用を維持することを目的とする。

2. 業務概要

以下について賃貸借により実施する。

- ・サーバ等機器の更新
- ・ソフトウェアの更新
- ・システム及びデータの構築作業

3. 公募の内容

(1) 配付する仕様書等を基に下記の書類を提出していただきます。なお、提出していただいた書類等は返却いたしませんのでご注意ください。

- ・賃貸借に関する意思の決定書
- ・賃貸借契約に係る申告書
- ・第三者をしてシステム及びデータ構築作業の賃貸を行えることの証明書等（第三者による構築作業実施の場合に限る。）
- ・会社概要（業務展開が可能なことを示すもの）
- ・実施体制（要員、機材、管理体制等がわかるもの）
- ・事業実績等調書（サーバ更新、データ構築作業に関する事業実績）
- ・情報セキュリティ管理体制に関する規程及び取り組み
- ・個人情報保護管理体制に関する規程及び取り組み
- ・内部監査及び会計検査院実地検査への協力同意書
- ・暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する確約書
- ・見積書（見積内容・内訳等）
- ・現在事項全部証明書（写し）※3ヶ月以内に発行のもの
- ・直近の決算書、監査報告書
- ・事業報告書、貸借対照表、収支決算書等

(2) 本調達のうち、システム及びデータ構築作業について第三者をして賃貸しようとする者にあっては、以下により第三者をして賃貸できる能力を有すること。

- ・予定される第三者との間で本調達の履行に関し合意が成立していること。
- ・予定される第三者についても資格要件を有する者であること。

- ・予定される第三者が本公募に参加しようとする複数の応募者（第三者を含む）間で重複していないこと。
- (3) 本調達のうち、第三者としてシステム及びデータ構築作業を行う者にあつては、以下の要件に適合していること。
- ・テレビ混信対策事業情報共有システムの仕様を理解していること。
 - ・本仕様における業務に関して、「プライバシーマーク付与認定」、「ISMS（Information Security Management System：情報セキュリティマネジメントシステム）認証」、「ISO/IEC27001 認証（国際標準）」若しくは「JIS Q 27001 認証（日本工業標準）」を取得している。又はこれらに類する情報セキュリティマネジメントシステムを構築・運用していること。
 - ・項目5に記載する資格要件を満足していること。
- (4) 見積金額は、2023年12月15日より2024年3月31日までを賃貸借期間とした賃貸借契約による次の項目の総額とする。
- ・サーバ等機器費用
 - ・ソフトウェアの費用
 - ・システム及びデータ構築作業費用

4. 募集日程

(1) 仕様書等配付期間及び受領方法

- ・配付期間：2023年6月2日（金）14時から2023年6月8日（木）15時まで（厳守）
- ・担当窓口へ事前に電子メールにより「公募業務の名称、仕様書等を受領される者の所属会社（団体）名、役職名、氏名、所属先の所在地、連絡先（電話番号、メールアドレス）」について連絡を受けた後、下記の当協会にて配付します。

(2) 配付場所

- ・一般財団法人 電波技術協会
〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-3 アーシスビル9階

(3) 質問受付期間及び回答日

- ・受付期間：2023年6月6日（火）15時まで担当窓口あて電子メールにて受付
- ・回答日：2023年6月8日（木）17時までに電子メールにて全ての受領社宛に回答

(4) 応募受付期間及び提出場所・方法等

- ・応募期間：2023年6月12日（月）12時までに必着（厳守）
- ・提出場所・方法：上記(2)記載の配付場所に持参
- ・提出部数：2つ穴タイプのファイル1冊に綴じたもの正・副各1部、見積書（見積内容・内訳等）については電子媒体 1部

(5) 採択者決定

- ・提出された書類を評価のうえ、2023年6月下旬（予定）に決定

5. 資格要件

(1) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者。

①契約の相手方として不適当な者

ア. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

イ. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。

ウ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ. 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与又はその経営を支配しているとき。

②契約の相手方として不適当な行為をする者

ア. 暴力的な要求行為を行う者。

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

エ. 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。

オ. その他前各号に準ずる行為を行う者。

(2) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(3) 本応募資格のない者の提出書類等は、無効とします。

6. 担当窓口 一般財団法人 電波技術協会
〒215-0004
神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-3 アーシスビル9階
電 話：044-965-2345
E-mail: tvkon-kobo@tvkon.jp
担当：江幡 佳子
坪井 宏司